FORLIFE

第20回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時：
2019年６月22日（土曜日）午前10時
受付開始 午前９時30分

開催場所：
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ
５階 柏
神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号
（「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議　　案：
議案　剰余金の処分の件

目　　次

第20回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
（添付書類）
・事業報告…… 4
・計算書類…… 19
・監査報告…… 21
・電子議決権行使について…… 25

株主総会にご出席いただけない場合

郵送、またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権行使期限：
（郵送到着時限/インターネット入力時限）
2019年６月21日（金曜日）午後６時まで

フォーライフ株式会社
証券コード：3477

証券コード：3477
2019年５月31日

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号
フォーライフ株式会社
代表取締役社長　奥　本　健　二

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月21日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/)にアクセスしていただき、2019年６月21日(金曜日)午後６時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使については、25頁<電子議決権行使に関するご注意事項>をご確認いただけますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月22日（土曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

２．場　　所　神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ ５階 柏
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第20期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　剰余金の処分の件

4．招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただきます。

◎本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の記載事項に関し、修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト　（https://ir.forlifeand.com/）
議決権行使ウェブサイト（https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/）

議決権行使に関するお願い

■ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
（ご捺印は不要です。）
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

■ 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2019年６月21日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

■インターネットで議決権を行使される場合



2019年６月21日（金曜日）午後6時までにご入力してください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業価値の増大に向け積極的に事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主の皆様に配分することを基本方針としております。配当金については、配当性向20％を配当額の目途として安定配当に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金30円　　配当総額59,992,230円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月24日

以　上

（添付書類）

事業報告（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．会社の現況

■当社の経営理念

当社は、当社の経営の特徴である、高い生産性、効率性、財務健全性を維持し、分譲住宅事業、注文住宅事業ともに、第一次住宅購入層のお客様を中心に、高品質で安全性の約束されたスタンダード住宅の提供をメインテーマに、次のような経営理念をもって事業活動を行っております。

１．建物創りを通して、志を持って事業にあたる
２．時に合わせて柔軟に変化する能力を養いスピーディな営業を目指す
３．社内の強調と協働により一人あたりの生産性において地域においての業界ナンバーワンを目指す
４．お客様に、安心と安全を備えた、低価格で高品質な住宅を提供する

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

2012年12月から始まった景気回復は戦後最長となっているものの、年平均GDP成長率は1.2%と緩やかな水準であり、実感なき景気回復とも揶揄されております。米中貿易戦争、英国のEU離脱の問題が今後の世界経済の波乱要因となり、日本を巡る経済環境も中国経済の減退の影響を受け急激に悪化しております。今年10月に予定されている消費税引上げについても、7月の日銀短観等の指標次第では再延長も一部囁かれ始めており予断を許さない状況になってきております。

当社の属する住宅業界におきましては、首都圏を中心に分譲マンション価格が高止まりする中、戸建て住宅は比較的割安に購入可能であり、住宅取得支援施策や住宅ローンの低金利水準継続も相まって、需要は安定的に推移しました。一方、建設コストの高騰、人口減少等による新設着工戸数の長期的減少等、将来的な不安定要素も生じております。

このような状況のもと、当社は自社設計・自社施工管理による高品質かつ低価格な住宅の供給をミッションに、当社の事業エリアである横浜市、川崎市、東京都内城南地区において活動エリアの深耕を計画しました。当事業年度の売上高は7,977,255千円、営業利益は243,903千円、経常利益は217,568千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

(分譲住宅事業)

分譲住宅事業におきまして、上期に一時的な値引き調整、販売在庫の調整をせざるを得なくなり、売上高、利益面ともに大きく計画を下回る結果となりました。3Q段階で収益性の高い案件が成約になったことにより、利益率も戻りましたが、上期の出遅れを埋めるまでには至りませんでした。これらの結果、売上高は6,321,153千円(前期比14.4%減)、営業利益は603,075千円 (同21.6%減)となりました。

(注文住宅事業)

注文住宅事業は部門事業開始以来、6期連続増収を実現しております。2017年11月に武蔵小杉展示場内においても当社のモデルハウスを開設しましたが、企業認知度の向上にもつながっています。利益面においては、モデルハウスの償却費負担や人件費が増加しました。
売上高は1,447,978千円(前期比15.2%増)、営業利益は26,280千円(前期は9,930千円の損失)となりました。

(その他事業)

関西圏への中古マンションリノベーション事業の展開を企図して、2017年6月に京都オフィスを開設いたしました。既存住宅の改修売上も合算して売上高は208,123千円(前期比972.8%増)となりました。

セグメントの名称	売上高（千円）	（前期比）	引渡棟数	（前期）
分譲住宅事業	6,321,153	(▲14.4%)	167	(199)
[うち土地分譲]	[321,837]	[▲41.7%]	[7]	[9]
注文住宅事業	1,447,978	(15.2%)	71	(61)
その他事業	208,123	(972.8%)	7	(-)
合計	7,977,255	(▲7.9%)	245	(-)

② 次期の見通し（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

住宅業界におきまして、今年４月から開始した外国人労働者の受入れが本格的に進まない限り、日本国内における少子高齢化、人口減少を反映して新設住宅着工件数は長期的に減少が見込まれます。一方、資材価格の上昇や職人の高齢化・人材不足等による建築工事費の上昇リスクがあり、用地取得の競争激化が見込まれます。以上の需要減少、供給様態を反映して、業界再編が引続き進んでいくことが見込まれます。

当社としましては、横浜市、川崎市、東京都内城南地区にしっかりと根付いた営業活動を継続してまいります。特に創業以来、経験と実績の中で培われた狭小３階建のノウハウの競争優位性を生かしてまいります。分譲住宅事業に関しましては、東急東横線沿線を中心に、地域に密着した営業活動を展開することで、用地取得の強化や既存営業エリアの深耕を進めるとともに、企業の認知度の向上に努めてまいります。高品質、低価格な分譲住宅の企画・開発に注力し、販売物件に関しては、地域特性に合わせたプラン・価格を設定することでも完成在庫の更なる減少及び資産回転率の向上に尽力してまいります。

注文住宅事業においては、当社のこれまでの経験・実績・実践の中で培われた一定の型を３つに纏め提案しております。安心・安全を約束する「ベーシックスタイル」、狭小住宅のデザインにこだわった「シンプルモダン」、上質な時間を暮らす家をテーマにした「プレシャス」。

引続き広告宣伝の強化を図り、武蔵小杉展示場内モデルハウスを活用し、顧客との接点を強化するとともに企業知名度、及びブランド力の向上を図ってまいります。また、営業エリアに関しましては、既存の横浜市、川崎市、東京都内城南地区におけるシェア拡大に努めるとともに、東京23区全域にも拡大して深堀を進めてまいります。

今年は消費税の引上げについて業界として関心が高くなっております。
国土交通省が発表している「消費税引上げに伴う住宅取得支援策」は、下記４点であります。
①住宅ローン減税の拡充　②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置　③すまい給付金の拡充　④次世代住宅ポイント制度の創設 。
当社としましては、顧客に同施策の周知の徹底を図るとともに、次世代住宅ポイントを有効利用できるような体制を組んでいく所存です。まだ詳細が未確定のものもありますが、必要に応じて同ポイントを利用できるように標準仕様の一部変更も視野に入れていく予定です。

今年3月までに工事契約をすれば、完成が10月以降であっても消費税８％が適用されるため、住宅メーカーにおいては３月に駆込み需要が発生しています。住宅業界では前期比20%以上の大幅な増加をしている企業が多いですが、当社の注文住宅における2019年３月の受注件数は21件となり、前年同月比233%と大きく増加しております。

翌事業年度（2020年３月期）の業績見通しにつきましては、売上高9,200,000千円（前期比15.3%増）、営業利益350,000千円（同43.5%増）、経常利益320,000千円（同47.1%増）、当期純利益200,000千円（同46.1%増）を見込んでおります。

事業分野別では、分譲住宅事業の売上計画を7,200,000千円としています。上期の分譲売上は3,600,000千円を計画していますが、売上換算ベースの土地の仕入れは127%を既に確保しております。
注文住宅事業は毎年増収しております。翌事業年度は1,700,000千円を計画しております。2019年３月の駆込みもあり、年間売上計画の進捗率は81%となっております。

再生住宅事業におきましては、京都オフィスを拠点に区分マンションにおけるリノベーション物件の販売を行ってまいります。今年はコンスタントに案件を重ねていく計画です。

③　設備投資の状況
当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は5,310千円であります。

④　資金調達の状況
三井住友銀行より第5回銀行保証付私募債を3億円調達しております。

⑤　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑥　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑦　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

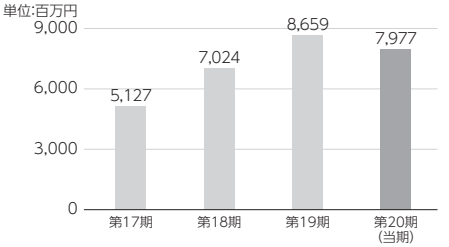
⑧　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

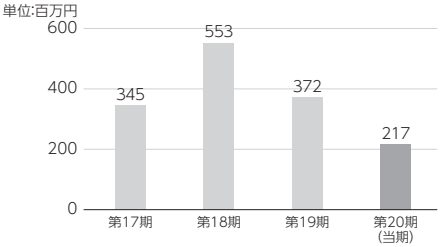
区　　分	第 17 期 (2016年３月期)	第 18 期 (2017年３月期)	第 19 期 (2018年３月期)	第 20 期 (当事業年度) (2019年３月期)
売　　上　　高 (千円)	5,127,407	7,024,818	8,659,451	7,977,255
経　常　利　益 (千円)	345,901	553,960	372,400	217,568
当 期 純 利 益 (千円)	245,095	375,898	257,601	136,912
１株当たり当期純利益 (円)	136.16	203.30	128.81	68.47
総　　資　　産 (千円)	3,006,250	3,400,155	4,229,812	4,813,337
純　　資　　産 (千円)	1,547,900	2,118,145	2,295,322	2,372,242
１株当たり純資産 (円)	859.94	1,059.10	1,147.81	1,186.28

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、2016年９月30日付で普通株式１株につき900株、2018年１月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

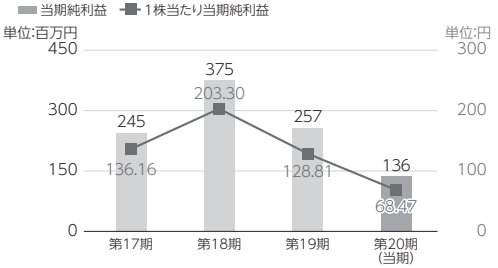
売上高



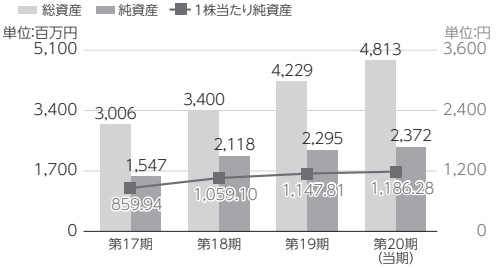
経常利益



当期純利益



総資産・純資産



⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入れからアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得をとおして地域社会の貢献に努め、ひいては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取組む必要があると判断しております。

① 事業エリアの拡充

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。また、関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入の強化

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価管理の強化

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④　事業領域の拡充

当社は、主要事業である新築戸建住宅の分譲事業のほか、注文住宅事業を展開しております。同事業は成長軌道に乗りつつあると考えておりますが、中長期的には主たる事業のひとつに成長させるべく強化に取組んでおります。

また、更なる収益基盤を拡充すべく、既存マンションのリユース領域におけるリノベーション分野での事業領域拡充に取組んでまいります。

⑤　財務管理の強化

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑥　人材の確保と育成

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や新規出店エリアにおける建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。

このため、今後も継続して既存店舗の規模を拡充し、事業エリアを拡大していくためには、責任者の確保が必要不可欠であると考えております。

また、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから、不動産・住宅事業に関する知見が豊かな人材の中途採用及び中堅に位置する人材の育成を重要な施策として取組んでまいります。

⑦　内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、企業の継続的発展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高機能に維持していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年３月31日現在）

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

⑹ **主要な事業所**（2019年３月31日現在）

本社	神奈川県横浜市港北区
営業所	横浜店：神奈川県横浜市西区、大倉山店：神奈川県横浜市港北区、 渋谷店：東京都渋谷区、武蔵小杉住宅展示場：神奈川県川崎市中原区 京都店:　京都府京都市下京区

⑺ **従業員の状況**（2019年３月31日現在）

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
営業部門	28名	3名増
設計部門	10名	1名増
施工部門	13名	-
全社（共通）	11名	2名増
合計	62名	6名増

（注）１．従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものであります。
２．従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
３．全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	455,000千円
株式会社三井住友銀行	390,000千円
株式会社みずほ銀行	340,000千円
川崎信用金庫	189,000千円
横浜信用金庫	165,000千円

（注） 借入先が有する当社の株式はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況 (2019年３月31日現在)

(1) **発行可能株式総数　　7,200,000株**

(注) 2018年１月１日で、株式分割（１株を２株に分割）に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は3,600,000株増加しております。

(2) **発行済株式の総数　　2,000,000株（自己株式259株を含む）**

(注) 2018年１月１日付の株式分割（１株を２株に分割）により、発行済株式の総数は1,000,000株増加しております。

(3) **株主数　　1,163名（前期末比436名増）**

(4) **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
奥本健二	1,400,000	70.01
フォーライフ従業員持株会	52,000	2.60
嶋田文吾	30,000	1.50
西前壽夫	21,200	1.06
平田由世	12,200	0.61
髙橋効志	10,100	0.50
中村仁	10,100	0.50
岩井コスモ証券株式会社	8,500	0.42
秋山秀健	7,600	0.38
楠瀬寛顕	7,000	0.35

(注) 1．持株比率は、自己株式（259株）を控除して計算しております。
2．中村仁氏、髙橋効志氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ **取締役及び監査役の状況**（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥本　健二	
専務取締役	中村　仁	分譲住宅営業部長 兼 再生住宅営業部長
取締役	髙橋　効志	施工部長
取締役	渡辺　泰寛	管理本部長
取締役（社外）	米田　康三	株式会社タカギ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 北越メタル株式会社　社外取締役
常勤監査役（社外）	富澤　廣	
監査役（社外）	細川　順弘	太田仁男税理士事務所 所属、税理士
監査役（社外）	田中　眞知子	司法書士法人ＹＬＯ 顧問、司法書士
監査役（社外）	武田　茂	

（注）１．常勤監査役　富澤廣氏は、金融機関における長年の経験を持ち、金融、企業経営における豊かな経験と高い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
２．監査役　細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役　武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、米田康三氏、富澤廣氏、細川順弘氏、田中眞知子氏及び武田茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ **責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役	5名	107,866千円
監　査　役	4名	7,800千円
合　計 （うち社外役員）	9名 (5名)	115,666千円 (12,600千円)

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2．当社は、2016年６月28日開催の第17回定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額２億円以内、監査役の報酬限度額は年額１千万円以内となっております。

⑷ 取締役及び監査役のトレーニング

当社の取締役・監査役については、各自が経営に必要な知識の習得及び役割と責務への理解を深めるため、適宜、外部研修やセミナー等を受講できるように、費用面も含め支援する体制を取っております。

監査役におきましては、コーポレート・ガバナンスの重要な一翼を担うべく、日本監査役協会等が主催する講習会や勉強会に加えて、社外の交流会に参加するなど、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　　名	重 要 な 兼 職 の 状 況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	米　田　康　三	株式会社タカギ 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		アネスト岩田株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		スリーフィールズ合同会社代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
		北越メタル株式会社　社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	細　川　順　弘	太田仁男税理士事務所 所属	重要な取引その他の関係はありません。
	田　中　眞知子	司法書士法人ＹＬＯ 顧問	当社は同法人に対して登記関連業務を委託しておりますが、当社が支払った報酬額は当社の販売費及び一般管理費の１％未満であり、またその報酬額は同法人が受領した報酬総額の１％未満であります。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席回数	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
取締役	米田康三	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、定期的に開催される経営会議への出席、代表取締役、各部門長との意見交換等を行っております。
監査役	富澤廣	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績を生かし、取締役会及び監査役会において、会計や内部監査等に関し、専門的見地から適宜発言を行っております。 また、定期的に開催される経営会議への出席、代表取締役、会計監査人、各部門長との意見交換、店舗往査等を行っております。
監査役	細川順弘	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士の専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田中眞知子	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、司法書士の専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	武田茂	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と実績を生かし、適宜発言を行っております。 また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,512,253**	**流動負債**	**2,187,490**
現金及び預金	1,642,976	買掛金	302,445
完成工事未収入金	100,293	短期借入金	1,539,000
販売用不動産	512,428	1年内償還予定の社債	100,000
仕掛販売用不動産	2,172,740	リース債務	2,779
前渡金	50,012	未払金	48,512
前払費用	28,605	未払法人税等	25,159
その他	5,195	前受金	101,262
固定資産	**301,083**	預り金	11,064
有形固定資産	**238,616**	賞与引当金	57,177
建物	132,590	その他	89
車両運搬具	30,073	**固定負債**	**253,604**
工具、器具及び備品	29,790	社債	250,000
土地	134,958	リース債務	3,560
減価償却累計額	△88,795	その他	44
無形固定資産	**7,416**	**負債合計**	**2,441,095**
ソフトウエア	7,416	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**55,050**	**株主資本**	**2,372,242**
長期前払費用	1,107	**資本金**	**154,880**
繰延税金資産	26,530	**資本剰余金**	**104,880**
その他	27,412	資本準備金	104,880
		利益剰余金	**2,113,025**
		利益準備金	9,529
		その他利益剰余金	2,103,495
		繰越利益剰余金	2,103,495
		自己株式	**△543**
		純資産合計	**2,372,242**
資産合計	**4,813,337**	**負債純資産合計**	**4,813,337**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,977,255**
売上原価		**6,930,176**
売上総利益		**1,047,079**
販売費及び一般管理費		**803,175**
営業利益		**243,903**
営業外収益		
受取補償金	277	
受取家賃	1,326	
解約手付金収入	2,090	
その他	316	4,010
営業外費用		
支払利息	22,331	
社債発行費	5,199	
その他	2,813	30,344
経常利益		**217,568**
税引前当期純利益		**217,568**
法人税、住民税及び事業税	80,089	
法人税等調整額	566	80,656
当期純利益		**136,912**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

フォーライフ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹　田　　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

フォーライフ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　富澤　廣　㊞

監査役（社外監査役）　細川　順弘　㊞

監査役（社外監査役）　田中　眞知子　㊞

監査役（社外監査役）　武田　茂　㊞

以　上

■電子議決権行使に関するご注意点

コーポレートガバナンスコード補充原則1－2④に基づき、インターネットにより議決権を行使することを可能にしています。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただけますようお願い申しあげます。

<電子議決権行使に関するご注意事項>

1.議決権行使サイトの案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、別途ご郵送いたします、株主様向けの「株主の皆様へ株主優待のお知らせ」に記載の「株主番号」「株主名簿上の郵便番号」「仮パスワード」をご入力のうえ、ご登録いただくことが必要となります。

議決権行使期限:2019年６月21日午後６時入力完了分まで受付いたします。

2.複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

・書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

・インターネットでの議決権行使は、一回限り行うことができます。

3.議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主の皆様のご負担になりますのでご了承ください。

システムおよび議決権行使方法に関する問い合わせ

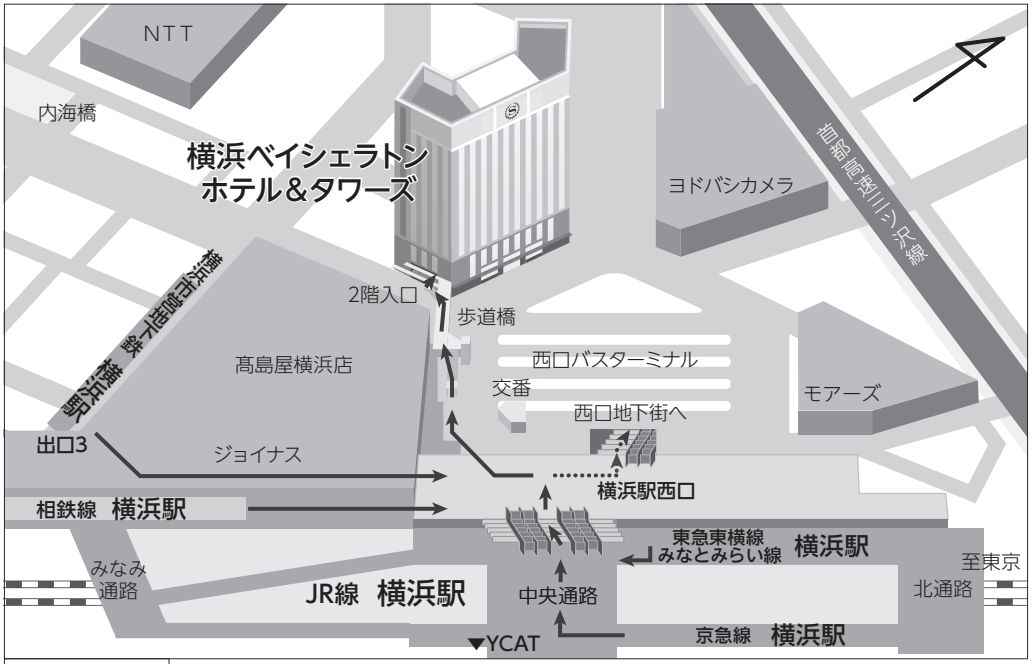
フォーライフ・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク

0120－301－944　受付時間9:00-17:00(土・日・祝祭日を除く)

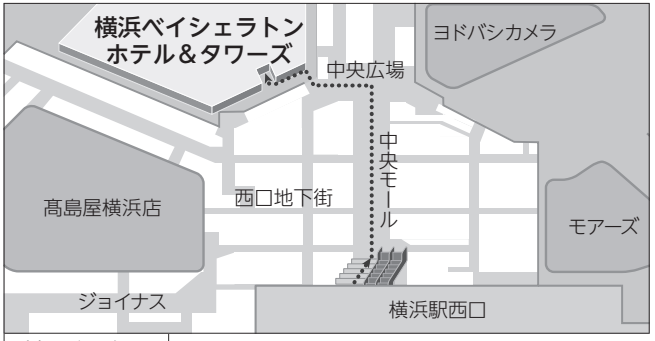
メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目３番23号
横浜ベイシェラトン ホテル＆タワーズ ５階 柏
TEL 045－411－1111（代）



地上経路図



地下経路図

＜交通＞
JR・私鉄・地下鉄
横浜駅 西口より徒歩1分

（注）駐車場のご用意はいたしておりません。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。